

一般競争入札（施工者希望型週休2日工事）の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月3日

松本市長 臥 雲 義 尚

1 入札対象工事

工 事 名	松本市四賀有機センター解体工事
工 事 場 所	松本市中川2184番地127
工 事 概 要	四賀有機センターを解体するもの
工 期	松本市議会議決日から令和9年2月28日まで

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

工事種別と等級格付等	解体工事 格付A級（838点以上）【令和7年度格付】
建設業許可	(1) 解体工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 (2) 下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、特定建設業許可を有していること。
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。 (2) なお、下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 (3) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (4) 石綿作業主任者を配置できること。配置にあたっては、下請け業者から選任することも可とする。 (5) 入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。
所在地要件	松本市内に本店を有していること。
施工実績要件	不要
その他の参加資格要件	(1) 松本市建設工事一般競争入札実施要綱（平成10年告示第29号）第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 建設廃棄物の処理にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめとする関連する法律を遵守していること。 (3) 第1回目の入札において、入札額の積算資料としての工事費内訳書（金抜内訳書全項目）を提出すること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
入札参加資格確認申請受 付	令和7年10月 3日(金)から 令和7年10月 9日(木)まで	(1) 提出書類は「松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書」、「建設廃棄物処理計画書」、「誓約書」、「石綿作業主任者の資格を確認できるもの」とする。 (2) 松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。
設計図書等の閲覧等	令和7年10月 3日(金)から 令和9年 3月31日(水)まで	松本市入札情報システムに掲載する。
入札参加資格確認通知書の 発 送	令和7年10月10日(金)から 令和7年10月14日(火)まで	入札参加資格確認通知書を郵送する。
入札参加資格を認められなかった場合の 説 明 請 求 受 付	令和7年10月15日(水)から 令和7年10月21日(火)まで (ただし最終日は、 <u>午後3時まで</u> に契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について文書(様式は自由)により説明を求めることができる。 (2) 松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。 ※説明を求められた場合は松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）において文書で回答することとし、回答日時は、該当者に電話連絡する。 回答期限：令和7年10月24日(金)
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和7年10月15日(水)から 令和7年10月21日(火)まで (ただし最終日は、 <u>午後3時まで</u> に契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 別紙【質問書(様式)】を使用し、質問内容がわかるように具体的に記載すること。 (2) 質問がある場合のみ、電子メールにて提出すること(質問がない場合は提出不要)。 【宛先】松本市財政部契約管財課契約担当 Mail: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp
設計図書等に関する 質問回答の閲覧期間	令和7年10月27日(月)から 令和7年10月31日(金)まで	松本市入札情報システムに掲載する。
入 札 日 時 ・ 場 所	令和7年10月31日(金) 午前11時20分 から	松本市役所 契約管財課 契約室 （本庁舎別棟2階）
開 札 日 時 ・ 場 所	入札日時・場所に同じ	
入 札 結 果 の 公 表	落札者を決定した後、松本市入札情報システムにて公表する。	

(注意)

- (1) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札事項等

適 用 す る 制 度	松本市最低制限価格制度実施要綱
入 札 の 無 効	松本市入札心得第6条のとおり（ただし、第6号中「入札金額の内訳欄」は、「工事費内訳書（金抜内訳書全項目）」と読み替える。）
入 札 保 証 金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金・中間前払金	適用あり ただし、令和7年度は適用なし
部 分 払 金	適用あり ただし、令和7年度は適用なし
支 払 限 度 額 割 合	請負代金額のうち、令和7年度 0%
出 来 高 予 定 額 割 合	請負代金額のうち、令和7年度 0%

5 契約の締結

本工事については、地方自治法第96条第1項第5号に定める議決事件であるため、落札後5日以内に仮契約を締結し、松本市議会の議決があったときに、当該仮契約書を同法第234条第5項に定める契約書とみなす。

6 請負代金内訳明細書の提出

契約締結後7日以内に提出すること。ただし、第1回目の入札で落札者となった場合は、入札時に提出した工事費内訳書（金抜内訳書全項目）をもって替えることができる。

7 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、この公告、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。

8 週休2日工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、施工者希望型週休2日工事として発注をする。なお、週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。

9 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事一般競争入札実施要綱、松本市最低制限価格制度実施要綱、松本市入札心得、松本市公契約条例施行規則、松本市市内事業者優先発注に係る実施方針及び建設工事標準契約約款他に示すとおりとする。

10 担当部課（問い合わせ先）

公 告 の 内 容	松本市 財政部 契約管財課 契約担当（松本市丸の内3番7号）	TEL 0263-34-8301
工 事 の 内 容	松本市 総務部 公共施設マネジメント課	TEL 0263-34-3247